

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第50号）（文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課）

京都市青少年活動センターについて、使用料を改定することとしました。

ただし、13歳（使用しようとする日の属する年度中に13歳に達する者を含む。以下同じ。）以上23歳未満の者又は団体（使用しようとする者の総数の10分の8以上が13歳以上23歳未満の者であるものに限る。）が使用するとき、音楽スタジオ、トレーニングルーム及び付属設備を除き、使用料は徴収しないこととしました。

また、京都市中京青少年活動センターのスポーツルームの開所時間を月曜日及び金曜日の午後6時から午後9時までと定めることとしました。

1 使用料改定前

区 分	単 位	使用料
音楽スタジオ（京都市北青少年活動センター、京都市中京青少年活動センター及び京都市東山青少年活動センター）	1 時 間	円 500
トレーニングルーム（京都市中京青少年活動センターのみ）	1 人につ き 1 回	200
付属設備（京都市東山青少年活動センターのみ）		別に定める。

2 使用料改定後

区 分		単 位	使 用 料	
			青少年等	その他の もの
京 都 市 北 青 少 年 活 動 セ ン タ ー	多 目 的 ホ ー ル	1 室 につ き 1 時 間	円 900	円 1,900
	中 会 議 室		600	1,200
	小 会 議 室		400	800
	和 室		600	1,200
	レ ッ ス ン ス タ ジ オ A		600	1,300
	レ ッ ス ン ス タ ジ オ B		400	800
	グ ル ー プ 活 動 室		600	1,200
	料 理 室		800	1,600
	音 楽 ス タ ジ オ		700	1,500

京都市中 京青少年 活動セン ター	大 会 議 室			1 室につき 1 時間	1,500	3,100
	中 会 議 室				600	1,200
	小会議室A及び小会議 室B				400	800
	和 室				600	1,200
	レッスンスタジオ				600	1,300
	ピ ア ノ 室				200	400
	ス ポ ー ツ ル ー ム	全 面 使 用	夜間A	1 室	5,200	10,400
			夜間B			
	半 面 使 用	夜間A	2,600		5,200	
		夜間B				
音 楽 ス タ ジ オ			1 室につき 1 時間	700	1,500	
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム			1 人につき 1 回	300	600	
京 都 市 東 山 青 少 年 活 動 セ ン タ ー	ミーティングルームA 及びミーティングルー ムB			1 室につき 1 時間	600	1,200
	ミーティングルームC				200	400
	和 室				600	1,200
	レッスンスタジオ				600	1,300
	創 造 活 動 室				1,500	3,100
	創 造 工 作 室			工作台 1 台につき 1 時間	300	600
	音 楽 ス タ ジ オ			1 室につき 1 時間	700	1,500
付 属 設 備			別に定める。			
京 都 市 山 科 青 少 年 活 動 セ ン タ ー	大 会 議 室			1 室につき 1 時間	600	1,200
	中 会 議 室				400	800
	小 会 議 室				200	400
	和 室				600	1,200
	料 理 室				800	1,600
	ス ポ ー ツ ル ー ム				800	1,600
	屋 外 テ ニ ス コ ー ト			1 面につき 1 時間	900	1,800
京 都 市 下 京 青 少 年 活 動 セ ン タ ー	大 会 議 室			1 室につき 1 時間	600	1,200
	中 会 議 室				400	800
	小 会 議 室				200	400
	和 室				600	1,200
	ス ポ ー ツ ル ー ム				800	1,600
	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム			1 人につき 1 回	300	600
京 都 市 南 青 少 年 活 動 セ ン タ ー	大 会 議 室			1 室につき 1 時間	600	1,200
	中 会 議 室				400	800
	多 目 的 室				200	400
	和 室				600	1,200
	料 理 室				800	1,600

	スポーツルーム		800	1,600
	屋外テニスコート	1面につき1時間	900	1,800
京都市伏見青少年活動センター	小会議室A及び小会議室B	1室につき1時間	200	400
	和室		600	1,200
	料理室		800	1,600
	スポーツルームA及びスポーツルームB		800	1,600

備考1 「青少年等」とは、次に掲げるものとします。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、当該区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は当該区域内に存する学校に在学する者で13歳以上31歳未満のもの（使用しようとする日の属する年度中に13歳に達する者を含む。）
- (2) 本市の区域内を主たる活動場所とする青少年の団体
- (3) 青少年活動を支援する活動を行うもの

2 「夜間A」とは午後6時から午後7時30分までを、「夜間B」とは午後7時30分から午後9時までとします。

この条例は平成21年4月1日から施行することとしました。

なお、この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、従前どおりとします。

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第50号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、京都市中京青少年活動センターのスポーツルームの開所時間は、月曜日及び金曜日の午後6時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

第6条中「青少年活動センター」を「別表第2に掲げる施設」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設（音楽スタジオ、トレーニングルーム及び付属設備を除く。）を13歳以上23歳未満の者（使用しようとする日の属する年度中に13歳に達する者を含む。以下同じ。）又は団体（使用しようとする者の総数の10分の8以上が13歳以上23歳未満の者であるものに限る。）が使用するとき、使用料を徴収しない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

区 分		単 位	使 用 料	
			青少年等	その他のもの
京都市北 青少年活	多 目 的 ホ ー ル	1室につき1時間	円 900	円 1,900
	中 会 議 室		600	1,200
	小 会 議 室		400	800
	和 室		600	1,200

動センター	レッスンスタジオA		600	1,300				
	レッスンスタジオB		400	800				
	グループ活動室		600	1,200				
	料理室		800	1,600				
	音楽スタジオ		700	1,500				
京都市中京青少年活動センター	大会議室		1,500	3,100				
	中会議室		600	1,200				
	小会議室A及び小会議室B		400	800				
	和室		600	1,200				
	レッスンスタジオ		600	1,300				
	ピアノ室		200	400				
	スポーツルーム	全面使用	夜間A	1室	5,200	10,400		
			夜間B					
		半面使用	夜間A				2,600	5,200
			夜間B					
音楽スタジオ		1室につき1時間	700	1,500				
トレーニングルーム		1人につき1回	300	600				
京都市東山青少年活動センター	ミーティングルームA及びミーティングルームB		1室につき1時間	600	1,200			
	ミーティングルームC			200	400			
	和室			600	1,200			
	レッスンスタジオ			600	1,300			
	創造活動室			1,500	3,100			
	創造工作室		工作台1台につき1時間	300	600			
	音楽スタジオ		1室につき1時間	700	1,500			
付属設備		別に定める。						
京都市山科青少年活動センター	大会議室		1室につき1時間	600	1,200			
	中会議室			400	800			
	小会議室			200	400			
	和室			600	1,200			
	料理室			800	1,600			
	スポーツルーム			800	1,600			
	屋外テニスコート			1面につき1時間	900	1,800		
京都市下京青少年活動センター	大会議室		1室につき1時間	600	1,200			
	中会議室			400	800			
	小会議室			200	400			
	和室			600	1,200			
	スポーツルーム			800	1,600			
	トレーニングルーム			1人につき1回	300	600		

京都市南 青少年活 動センタ ー	大 会 議 室	1 室につき 1 時間	600	1,200
	中 会 議 室		400	800
	多 目 的 室		200	400
	和 室		600	1,200
	料 理 室		800	1,600
	ス ポ ー ツ ル ー ム		800	1,600
	屋 外 テ ニ ス コ ー ト	1 面につき 1 時間	900	1,800
京都市伏 見 青 少 年 活 動 セ ン タ ー	小会議室A及び小会議 室B	1 室につき 1 時間	200	400
	和 室		600	1,200
	料 理 室		800	1,600
	ス ポ ー ツ ル ー ム A 及 び ス ポ ー ツ ル ー ム B		800	1,600

備考1 「青少年等」とは、第5条第1号から第3号までに掲げるものをいう。

2 「夜間A」とは午後6時から午後7時30分までを、「夜間B」とは午後7時30分から午後9時までをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)